

公立大学法人大阪教職員兼業規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 30

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 382

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第 43 条、公立大学法人大阪職務限定職員就業規則第 31 条、（旧）大阪市立大学特定職員就業規則（以下「（旧）特定職員就業規則」という。）第 30 条及び公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 32 条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）に勤務する教職員の兼業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、教職員就業規則第 2 条第 1 項に定める教職員、教職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に定める職務限定職員、（旧）特定職員就業規則第 2 条第 1 項に定める（旧）特定職員、公立大学法人大阪無期雇用教職員就業規則第 1 条に定める無期雇用教職員のうち、常時勤務する者及び有期雇用教職員就業規則第 2 条第 1 項に定める有期雇用教職員のうち、常勤勤務する者（以下「教職員」という。）に適用する。

第 2 章 兼業の承認

(定義)

第 2 条 この規程において「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、次に掲げる場合をいう。

(1) 自ら営利を目的とした事業を行う場合（自己の名義で商業、工業、金融業等を営む場合をいう。なお、名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合も含む。）（以下「**自営兼業**」という）。ただし、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつて小規模に経営され客観的に営利を主目的とする事業と判断されない場合については、これを自営兼業とみなさない。

なお、不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるものではなく、賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。

(2) 商業、工業、金融業その他業態のいかんを問わず営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の職を兼ねる場合（以下「**営利企業兼業**」という）

(3) 前 2 号に定めるもののほか、本法人の職以外の職を兼ね、又はその職務以外の事業若しくは業務に従事する場合（以下「**非営利企業兼業**」という。）。

(兼業の承認基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、兼業を承認することができない。

- (1) 教職員の職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、教職員の職務遂行上その能率に悪影響が生じるおそれがある場合
- (3) 教職員の職と兼業先との間に特別な利害関係があり、又は生じるおそれがある場合
- (4) 教職員の職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがある場合
- (5) 本法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがある場合
- (6) 兼業の内容が公序良俗に反する等社会通念に照らして適切なものと認められない場合

第3章 兼業の期間

(承認する期間)

第4条 営利企業兼業及び非営利企業兼業の承認は、原則として1年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、4年を限度としてこれを承認することができる。

- 2 自営兼業にあつては、承認期間の上限は、特に定めないものとする。

第4章 従事時間

(従事時間の取扱い)

第5条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めたときは勤務時間内において兼業に従事することができる。

第5章 雑則

(承認手続)

第6条 教職員が兼業を行う場合は、事前に所定の兼業承認申請書及び添付書類を提出して、理事長の承認を得てから実施することとする。ただし、次に掲げる場合は、理事長への承認を要さず、部局の長あて別に定める様式による届出により従事することができる。

- (1) 10日未満の短期間兼業の場合
- (2) 実施する兼業が勤務時間外かつ無報酬の場合

- 2 前項第1号の日数の算定にあつては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日が定まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

(兼業の報告)

第7条 理事長は兼業の承認を受けた教職員に、その状況について報告を求めることができる。

(承認内容の変更)

第8条 兼業承認を受けた期間の途中において、承認内容に変更又は中止が生じたときは、変更承認申請書及び添付書類を、理事長に速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 理事長は、第7条の規定による報告等により、兼業内容が基準に適合しなくなると認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(本法人の免責)

第10条 兼業による事故及び災害については、本法人は一切その責任を負わない。

(施行の細目)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3.5.31 規程114)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和4.3.31 規程382)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。